

## 令和7年度 第3回 庄内町地域公共交通会議 会議録

- 1 開催日時 令和8年3月25日（水）午前10時30分～午前11時15分
- 2 開催場所 庄内町役場B棟2階 入札室
- 3 出席者 10名  
庄内町副町長 樋渡 満（会長）  
委員1 東北運輸局山形運輸支局首席運輸企画専門官 渋谷 貴佳  
委員2 （一社）山形県バス協会 庄内交通（株） 専務取締役 高橋 広司  
委員3 （一社）山形県ハイヤー協会 余目タクシー（有） 代表取締役 池田 新  
委員4 庄内町自治会会長 吉田 健一  
委員5 庄内総合支庁連携支援室 主査 三浦 拓（代理出席）  
委員6 庄内警察署地域交通課 地域交通課長 新田 和教（代理出席）  
委員7 庄内町商工会理事 （有）立川タクシー代表取締役 阿部 豊  
委員8 （福）庄内町社会福祉協議会 総務福祉課福祉係 係長 奥山 敦  
委員9 庄内町建設課 課長補佐兼建設係長 齋藤 弘幸（代理出席）
- 4 事務局 企画情報課 課長 樋渡 真樹  
まちづくり移住係 係長 日下部 洋一  
まちづくり移住係 主任 清野 恭広  
まちづくり移住係 主事 今井 諒

- 
- 1 開 会 企画情報課長 (10:30)
  - 2 あいさつ 会長
  - 3 協議事項 進行会長 (10:31)

### (1) 庄内町地域公共交通計画（案）について

事務局／資料1、資料1-1に基づき説明

委員4／資料1、15Pの路線図では、「松の木」となっているが「松野木」が正しいのではないか。

他にも集落名とあっていないものがある。

事務局／路線図には、停留所名を表記している。停留所名は集落名と名称や漢字表記が一致していないものがあるのでご理解いただきたい。

委員4／資料1、41Pの事業の掲載順と、43P～44Pの事業の掲載順が一致していない。どちらが正しいのか。

事務局／資料1、41Pの掲載順が誤っている。事業の(2)と(3)の内容が逆になっている。訂正させていただきます。

委員1／運輸支局としても地域公共交通計画の目標達成について支援していきたい。

委員3／資料1、44Pの使用料の見直しについて、大学生の割引制度がないようだが、検討できないか。

事務局／3月議会定例会において、計画案に基づく町営バス・デマンドタクシーの使用料を改正する条例を可決頂いたところである。施行までは周知期間を含めてしばらく時間があるため、再考が必要になった場合は大学生の使用料の割引も合わせて検討したい。

委員7／資料1、42PのAI予約配車システム（アプリ）を活用した区域運行型デマンドタクシーについて、運転中アプリ使いながらだと危険ではないか。タクシーの場合タクシー無線で予約等連絡をしているが。4月から新しく法律の改正等はないのか。

事務局／運転中にアプリを使うことを想定してはいない。

委員6／道路交通法としては運転中にスマートフォンやタブレットを注視することは道路交通法違反となる。以前から違反行為であるので新しく改正があるわけではない。

委員7／一般のタクシー営業をしているわけで、区域運行型デマンドタクシーがどのように本業に影響が出るのか不安ではある。

事務局／デマンドタクシーとタクシー営業のすみわけは必要と考えている。運行は平日のみとし、午前9時から午後4時を最終便として考えている。町民の周知に合わせて、デマンドタクシーを運行することになるタクシー事業者への説明も合わせて行いたい。

委員5／区域運行型デマンドタクシーは実際にいつからの運行を予定しているのか。町民への周知方法はどのように行うのか。

事務局／運行開始は令和9年1月を予定している。町民への周知は10月くらいから、町HPや広報、まちづくりセンター単位の説明会等も実施したいと考えている。

会長／自治会長会で説明することは可能か。

事務局／10月に予定されている自治会長会できるように準備する。

委員7／資料1-1について、パブリックコメントは1人から8件の意見があったということで間違いはないのか。

事務局／間違いはない。

委員5／山形県の地域公共交通計画に関するパブリックコメントも似たような状況（2人から16件の意見提出）だった。

会長／他に、質問意見等がないので指摘のあった41Pの掲載順について修正をするということで協議内容のとおり承認することとする。

#### 4 その他 (11:10)

旧新余目支所の解体工事による町営バスへの影響について

事務局／旧新余目支所の解体により、町営バスの運行経路を変更せざるを得ないため、関係者と調整し、警察にも安全性について確認したうえで変更する。

#### 5 閉 会 企画情報課長 (11:15)